



第 201800299979 号
防起第 2 2 3 8 号-1
受 境 自 第 6 号
平成 3 1 年 2 月 7 日

中国電力株式会社

取締役常務執行役員 島根原子力本部
島根原子力本部長 岩 崎 昭 正 様

鳥取県危機管理局長 安 田 達 昭

米子市総務部長 辻 佳 枝

境港市総務部長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 1 号機 第 2 回施設定期検査の実施について（申入れ）

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置に関してその全体計画及び第一段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、平成 2 9 年 6 月 2 7 日付第 201700080193 号、防起第 6 7 1 号-1 及び受境自第 3 3 号で 8 項目の条件を付したところです。

ついては、平成 3 1 年 1 月 1 5 日付島原本広第 5 4 0 号により連絡があった第 2 回施設定期検査の実施に関して、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 1 施設定期検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 施設定期検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 4 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 5 施設定期検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。